

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会次第

日時：平成24年2月20日（月）

午後1時から

場所：中央隣保館 2階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 「第二次部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」(案)の諮問

4 会長あいさつ

5 審議事項

(1) 「第二次部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」(案)について

(2) その他

6 閉 会

第2章 分野別人権問題

2 子どもの人権に関すること（P17~P18）

2 子どもの人権に関すること

【現状と課題】

子どもの人権については、国際条約やさまざまな国内法令において基本原理及び理念が示され、人権の尊重とともにその心身にわたる福祉の保障及び増進が求められています。

市民意識調査においても、人権にかかわる問題として関心のあるものの中で、子どもの人権に関することがトップでした。7割以上が「子どもの人権が尊重されている社会とは思わない」と回答し、その理由として、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」や「子どもによる暴力、いじめ、仲間はずし」などがあげられています。（Ⅱ図2-1、2-2）

学校現場等におけるいじめは、さまざまな対策を講じて減少傾向を示しているものの依然としてみられ、この解消が大きな課題となっています。

いじめの状況としては、いじている本人や教職員もいじめという認識に欠けていることがあります。具体的な事象が生じた場合、「本人がいじめられていると感じた場合、それはいじめである」と認識して対応していく必要があります。

また、近年、子どもたちが児童虐待の犠牲となる痛ましい事案が社会的に大きな問題となっているほか、情報機器による有害情報の閲覧・児童買春・児童ポルノなどのトラブルに巻き込まれる危険性が懸念される状況にあります。

このような状況のなかで、大人たちは、未来を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを再認識し、社会全体が一体となり、子どもの人権尊重や保護に向け取り組んでいくことが必要です。

一人ひとりの違いを認め合い、個性を尊重するという人権意識の高揚を図ることも必要です。

不登校*児童生徒の状況としては、「中1ギャップ」といわれる現象が特に顕著であり、中学校に入学した1年間で小学校6年時の約3倍に増加します。

（Ⅱ図2-3）これは、人間関係や学習内容・方法など、入学後の新たな環境にうまく対応できないということが大きな要因のひとつとなっています。

この他、近年における家庭環境の変化も一つの要因として、こうした問題の背景にあるものと考えられます。

第2章 分野別人権問題

2 子どもの人権に関すること（P17~P18）

市教育委員会では、こうした状況に対応するため、スクールメンタルアドバイザー*を中心に中間教室、ハートフルコーディネーター、ハートフルフレンドなどの個々の児童生徒の実状に応じた相談や支援を行っています。

さらに、県教育委員会東信教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカー*を活用して子どもたちの家庭環境の改善を支援しています。

*不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因の背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくても登校できない状況にあること(ただし病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。

*スクールメンタルアドバイザー

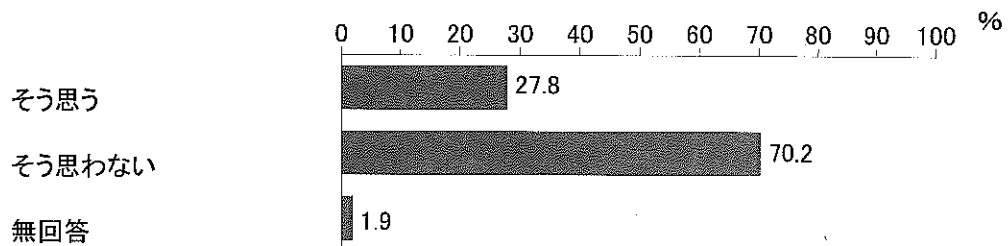
教員や保護者などから児童・生徒の不登校・いじめ及び学校内の諸問題相談を受けている。(平成4年度から市教委が配置した。)

*スクールソーシャルワーカー

不登校・いじめなどを解決するために、学校とともに児童生徒の家庭を戸別訪問したり、教師や保護者に助言したりするほか、児童相談所などと連携して問題解決にあたる。米国を中心に世界の多くの国々で取り入れられているが、我が国ではまだ制度として確立していない。親の失業、虐待など福祉分野の対応ができる社会福祉士などが任命されている例が多い。

Ⅱ図2-1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について

「子どもの人権が尊重されている社会だと思いますか」



御意見

| | | |
|-------|--|--|
| 氏名 | | |
| 意見記入欄 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

平成23年度 第1回佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会
議事録（要旨）

日 時 平成24年1月31日
14:00～15:40
場 所 議会棟 第1委員会室

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員 16名出席（4名欠席）

- 委嘱書の交付 柳田市長
- 1 開 会 進行：岩間市民健康部長
 - 2 市長あいさつ
 - 3 自己紹介 委員の自己紹介、事務局自己紹介
 - 4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例及び佐久市部落差別撤廃人権擁護
審議会規則について 説明：小林人権同和係長
 - 5 会長及び副会長の選出、あいさつ
会長：金川 洋 委員
副会長：内藤 俊一 委員
 - 6 協議事項 議長（金川会長）

- (1) 第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画(案)について
(事務局より説明)

【質疑、意見】

(事務局) 現在、この総合計画(案)について2月6日までパブリックコメントを行っている。その後、庁内で再度協議を行い、案の内容が固まった所で再度審議会に諮問をし、協議をして頂き、案が固まった所で市長に答申をする。今日お気づきの点があればこの場でお出し頂き、また持ち帰って頂きお気づきの点があれば随時受け付けたい。

(委 員) これから、高速道路の開設などにより市へ転入してくる。市へ転入してきた人が同和問題とどう接するかを考えることが大事なのではないか。

(委 員) 同和問題については転入者にとっては理解することは難しいが、数多くある差別のひとつとして理解することはできる。

総合計画案について、狭い意味での同和問題に限らず広い意味での差別を取り上げた点は良いが、それぞれの問題への掘り下げが浅いと感じられる。

例えば、子どもの問題については、問題が複合化してきていて、不登校については子どもだけを見ても問題を解決することはできない。親を含んだ周りの環境まで改善していかないと問題を解決することはできないことが多いなどの例である。また問題解決に向けたソーシャルワーク的な視点も欲しい。

(委員) 同和対策は特別対策として時限立法により取り組まれてきた。対策事業を行うため、各自治体で同和地区を指定して行われてきたため、どこが同和地区であるかは、地元地域の方は分かっている。そして何より地元地域で育った人は、同和地区が何処にあり、誰が同和地区の人であるかについて認識は出来ていると思う。同和行政や同和教育の取り組みは各県や地域で取り組み方が違うため、県外から来られた人にとっては分からない事があると思う。

今日の審議会についてであるが、人権という大きな捉え方になるのはやむを得ない。その中では審議会の委員は各種団体の代表という形になる。審議会委員同士での意見交換が必要なのではないか。

この計画について、計画期間内の達成目標を数値として掲げた事は良い点である。

(2) 佐久市内福祉施設差別事件について

(事務局より説明：小林係長)

【質疑、意見】

(委員) 事務局の説明について解説をしたい。この事件は、佐久市の介護施設の中で、介護職員が入所者に部落差別語を用いた差別発言をした、という事が発覚した事件。今回の事件では、介護職員が入所者に対して2つの差別をした。1つは部落差別語を用いた差別と、もう1つは、入所者は精神的な疾患のある方への人権侵害。そのような2つの差別が発覚したため、現在市を中心として対策をしているところである。

(3) その他

・今後の日程

(事務局より説明)